

幕別町修学支援資金のお知らせ

● 修学支援資金対象条件（次の全ての事項に該当する必要があります）

- (1) 高校生又は保護者が幕別町に在住している方
- (2) 高等学校等に在学中の方
- (3) 市町村民税所得割課税世帯に属している方 **※確認方法は別紙を参照**
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて算出した基準額と実際の収入額を比較して1.30倍未満の世帯に属している方

※ 市町村民税所得割の課税状況は令和6年度分、収入状況は令和5年分の内容に基づき、判定いたします。

※ 市町村民税所得割非課税世帯の方はお子さんの通う高校に北海道公立高校生等奨学給付金若しくは奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の申請をしてください（7月上旬に在学する高等学校等から保護者宛に直接案内がある予定となります）。

● 給付を受けられる方の世帯収入の目安（生活保護基準1.30倍未満の場合）

収入目安	① 2人世帯（母42歳、高校1年生）	2,448,000円程度
	② 3人世帯（父42歳（収入2,101千円）、母36歳（収入840千円）、高校1年生）	2,941,000円程度
	③ 3人世帯（母42歳、高校1年生、中学2年生）	3,254,000円程度
	④ 4人世帯（父42歳（収入2,703千円）、母36歳（収入990千円）、高校1年生、中学2年生）	3,693,000円程度
	⑤ 5人世帯（父42歳（収入3,243千円）、母36歳（収入1,000千円）、高校1年生、中学2年生、小学5年生）	4,243,000円程度
	※上記はいずれも持ち家の場合の収入目安になります。	
①～⑤の他に、町ホームページに他の条件での収入目安を掲載しておりますので、QRコードからご確認ください。		
※修学支援資金を受けられる収入目安は、家族構成や年齢、家賃などによって変わりますので、あくまでも参考としてください。		



● 申請方法

- (1) 提出書類：受給申請書

在学証明書又は学生証（生徒手帳）の写し

申請事務の負担軽減のため、令和6年度から学生証（生徒手帳）の写しの提出でも可となりました。

※ 令和6年1月2日以降に転入された方は、世帯全員の令和5年中の収入金額及び令和6年度の市町村民税所得割額を確認できる書類が必要になります。

※ 兄弟・姉妹で申請する場合、受給申請は対象者ごとに必要です。

- (2) 提出先：教育委員会学校教育課学校教育係、札内支所、生涯学習課生涯学習係（忠類総合支所内）、糠内出張所
- (3) 提出期日：令和6年6月28日（金）

● 給付金額

高校生の区分	在学する高等学校等の課程	給付額	
		公立高等学校	私立高等学校
第1子の高校生	通信制以外の高等学校等	年額 117,100円	年額 137,600円
	通信制の高等学校等	年額 50,500円	年額 52,100円
第2子の高校生	通信制以外の高等学校等	年額 143,700円	年額 152,000円
	通信制の高等学校等	年額 50,500円	年額 52,100円

● その他

- **本資金は返還する必要のない「給付金」です。**
- 申請者への給付決定は、令和6年7月下旬に文書でお知らせいたします。
- 支給時期は、年3回に分けて振込みいたします（令和6年8月、11月、令和7年3月のそれぞれ下旬頃）。
- ご不明な点等ございましたら、幕別町教育委員会教育部学校教育課学校教育係（0155-54-2006）まで、お問い合わせくださいますようお願いいたします。